

## 共催及び後援の承認に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人盛岡市体育協会（以下「協会」という。）の共催又は後援（以下「共催等」という。）の承認について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 協会がその名義の使用を承認し、事業の積極的推進を図ることをいう。
- (2) 後援 共催以外のもので、協会がその名義の使用を承認し、事業の目的に賛意を表することをいう。

### (共催等における名義使用等)

第3条 共催等において、協会が使用を承認する名義は、公益財団法人盛岡市体育協会とする。

2 共催等の名義の使用の承認を受けた団体は、当該事業について発行する印刷物等に、協会が共催等をしている旨の表示をしなければならない。

### (共催・後援の承認基準)

第4条 次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、共催の承認をするものとする。

- (1) 事業の目的及び内容が協会の目的に合致し、事業の参加者の活動意欲の向上発展に寄与することが期待できるものであること。
  - (2) 市民を対象とする事業であること
  - (3) 原則として、市内で開催する事業であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業である場合は、この限りでない。
  - (4) 参加料、入場料、観覧料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- 2 前項に該当しないもののそれに準ずる場合には後援の承認をするものとする。
- 3 前各号の規定にかかわらず、協会会長（以下「会長」という。）は、事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、共催等の承認を行わないものとする。
- (1) 営利を目的とする興行その他これに類する事業
  - (2) 特定の政治活動及び宗教活動を利するおそれのある事業
  - (3) 特定の主義主張の浸透を利するおそれのある事業
  - (4) 公共性を有しない事業
  - (5) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業
  - (6) 特定の団体の宣伝活動又は売名活動を利するおそれのある事業
  - (7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあると認められる事業
  - (8) 協会の運営に支障をきたすおそれのある事業

### (承認の申請)

第5条 共催等の承認を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、事業を実施しようとする日の1月前までに、共催・後援等承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 開催要項等事業の目的及び内容がわかる書類
- (2) 入場料、参加料その他費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書
- (3) その他、会長が特に必要と認めた書類

### (承認の決定)

第6条 会長は前条の申請が、第4条及び第5号の基準に基づき審査した結果、適当と認めるときは、共催・後援等承認通知書（様式第2号）により、その承認を行わないときは共催・後援等不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。また、事業内容を変更した場合は事業変更（中止・廃止）届出書（様式第4号）により速やかに届出を行うものとする。

(承認の取消し)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共催等の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、共催等の承認を受けたと認められる場合
- (2) 法令に違反した場合
- (3) 共催等の承認の決定の際に付した条件に違反した場合

2 会長は、前項の規定による取り消しをしたときは、速やかに共催・後援等承認取消通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による承認の取り消しにより、申請者に損害が生じる場合において、会長は賠償の責を負わないものとする。

(事業報告)

第8条 共催等の承認を受けた者は、当該事業終了後1月以内に共催・後援等事業完了報告書（様式第6号）及び収支決算書（当該事業で入場料等を徴収した場合に限る。）を、会長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。